

第1回「動物の愛護管理のあり方検討会」の議事概要について

1. 第1回検討会開催経緯

(1)日時：平成16年2月6日（金）10:00～12:40

(2)場所：法曹会館「高砂の間」

(3)出席者：

検討委員全員

環境省 / 小野寺自然環境局長、小沢大臣官房審議官、盛山総務課長、東海林動物愛護管理室長 他

(4)議事次第：

開会

局長挨拶

座長挨拶

議事

- ・動物の愛護管理のあり方検討会の設置について
- ・動物の愛護管理の現状等について
- ・検討事項及び検討スケジュールについて
- ・その他

閉会

2. 動物の愛護管理のあり方検討会（第1回）の議事要旨

（動物の愛護管理の考え方について）

- ・「愛護」をどれだけ理性的に整理できるかがポイント。「原理論」だけでは、意見の対立を必要以上に招きがち。
- ・欧米と日本とでは、動物観が異なる（イルカは殺して悪いが、犬は殺して良いなど）。このことを踏まえた検討が必要。
- ・生活様式の変化に伴い、人間の死が疎遠になっている。このことが、ペットなどのような手近にある小さな命を偏重する傾向を助長しているのではないか。
- ・犬食い（昔は日本でも犬を食用にしていた）に見られるように、動物の愛護管理に関する文化は時代によって変わりうるということに留意する必要あり。
- ・人間中心主義ではいけないが、動物を重要視し過ぎる非人間中心主義でもいけない。ソフィスティケートされた人間中心主義をとるべき。
- ・種レベルの福祉と個体レベルの福祉は、相互に密接に関連。動物愛護の理念は野生生物にも適用されるべきものであり、個体数調整に見られるように、種の維持のために個体を犠牲にするような駆除のみに頼るやり方は疑問。

(検討課題のメニューや検討に当たっての留意事項等について)

- ・ 検討のポイントは、飼主責任の徹底、マイクロチップの導入、動物取扱業者の規制強化。
- ・ 「動物」の戸籍台帳といったようなものを作ることが必要。
- ・ 動物には、マイクロチップなどによりIDを与えることが重要。
- ・ ふん尿問題などの迷惑問題も検討することが必要。
- ・ 法律以外で対応すべき課題にも目配りする必要あり。
- ・ 法の理解が低く、「愛護」の理解の仕方も人それぞれ。共通理解を醸成することが重要課題。地域ネコ問題に見るように、法規制だけで解決できる問題ばかりではない。
- ・ ノラ猫に捕食されるヤンバルクイナなどの問題に表れているように、自然生態系で暮らしている野生動物と、人間生態系で暮らしているペット等との境界が曖昧になってきている。両方を視野に入れた施策や法体系を検討する必要あり。
- ・ 各課題については、取り組むべき時間(短期～長期)、取り組むべき手段(法改正、予算等) 等に着目して体系的に整理すべき。
- ・ 虐待事件に見られるように、起こってから対処するのではなく、未然に防ぐ手立てを講じることが重要。

(実行体制について)

- ・ 地方公共団体の実行体制に配慮する必要あり。
- ・ 報告書をまとめたら、施策実行のための予算もしっかりと確保して欲しい。
- ・ 地方自治体の動物愛護管理行政担当者を育てなければならない。ある程度の専門性がないと、動物園などに立ち入り調査をしても、「調査」ができない場合がある。
- ・ 現場で動いている人間にとって、使いやすい法律にして欲しい。
- ・ 愛護団体等と行政とは、共通認識・理解のもとでさらなる連携を図ることが必要。
- ・ 施策等の評価には、必ず第3者を入れるべき。

(実験動物・産業動物について)

- ・ 動物実験は必要なもの。すべてをなくすことはできない。
- ・ 昔の動物実験のやり方には褒められないものもあったが、最近は、欧米と比べてもひけをとらない水準になった。
- ・ 欧米追随型の規制ではなく、日本にあった形でのあり方、将来の日本に役に立つあり方を検討して欲しい。
- ・ 実験動物と産業動物の在り方については、しっかりと議論する必要がある。
- ・ 実験動物のやり方は、動物愛護管理上も、かなり良いものになってきている。しかし、外部監視機構のようなものがない(ただし、研究等の秘密保持にも配慮す

る必要あり)。

- ・現時点では、実験動物と産業動物利用を廃止することができない以上、せめてその福祉の向上を図って欲しい。

(動物取扱業について)

- ・廃止動物園における動物の処理方法が問題になっている。
- ・動物園とペットショップ等を「動物取扱業」として一括りにすることについては、再検討が必要。
- ・規制があった方が、業界の体質改善がしやすい。ペットショップ規制強化を受け入れることに賛成。しかし、色々な業者がいるので、突然に強い規制がかかって営業ができなくなることは困る。
- ・同業者が同業者を評価できるような仕組みが必要。

(その他)

- ・外来種対策新法と動物愛護管理法との整合性を図ること。
- ・ノラ猫は、カラスのような「都市鳥」のような存在だと割り切ることはできないのか。